

徳島大学大学院において学位取得のために国際的に権威のある学術雑誌に論文を投稿し、改稿のために標準修業年限を超えて在学することとなった学生に対する授業料免除に関する要領

令和5年3月6日

学長裁定

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則（昭和52年規則第564号）第9条の2第4項の規定に基づき、徳島大学（以下「本学」という。）大学院において学位取得のために国際的に権威のある学術雑誌に投稿し、改稿のために標準修業年限を超えて在学することとなった学生に対する授業料免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(免除対象者)

第2条 授業料免除の対象者となる者は、本学の大学院において、博士課程又は博士後期課程の最終学年に在学する者であって、学位取得のために国際的に権威のある学術雑誌に論文を投稿し、改稿のために標準修業年限を超えて在学することとなったもの（以下「免除対象者」という。）であって、次の各号に定める基準を満たしていなければならない。ただし、徳島大学大学院学則（昭和50年規則第495号）第9条の4第1項の規定に基づき標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた者は除く。

- (1) 所属する研究科における課程修了に必要な単位はすべて修得し、かつ、必要な研究指導を受けていること。
- (2) 論文を投稿している学術雑誌が、論文投稿時点から過去2年間に CiteScore 上位 10%に入っていたことがあること。

(免除の申請)

第3条 前条の規定により授業料の免除を受けようとする者は、授業料免除申請書（別記様式第1号）に、次の各号に定める書類を添付し、別に定める提出期限までに、学長に提出しなければならない。

- (1) 学術雑誌へ論文を投稿し、改稿の指示が出ていることが分かる書類
- (2) 論文を投稿している学術雑誌が、論文投稿時点から過去2年間に CiteScore 上位 10%に入っていたことが分かる書類
- (3) 指導教員の意見書（別記様式第2号）

(選考)

第4条 授業料免除の選考は、前条の申請に基づき、徳島大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）において選考の上、学長が許可する。

(免除の期間及び額)

第5条 授業料免除は、標準修業年限を超過した1年に限り、当該授業料の全額を免除する。ただし、標準修業年限には休学期間は含まないものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、免除対象者に対する授業料免除の選考の実施に関し必要

な事項は、学生委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に大学院総合科学教育部及び先端技術科学教育部に在学する者は、第2条第1号、別記様式第1号及び別記様式第2号中「研究科」とあるのは、「教育部」とする。

別記様式第1号

授業料免除申請書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

\_\_\_\_\_研究科 博士・博士後期  
\_\_\_\_\_専攻 \_\_\_\_\_コース  
第 年次  
氏名(署名) \_\_\_\_\_

徳島大学大学院において国際的に権威のある学術雑誌に論文を投稿し、改稿のために標準修業年限を超えて在学することとなった学生に対する授業料免除に関する要領第3条の規定に基づき、授業料を免除願いたく御許可くださるよう申請します。

意 見 書

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

所属・職名 \_\_\_\_\_

指導教員氏名(署名) \_\_\_\_\_

下記の学生が(和暦) 年度の授業料免除を申請するにあたり、意見書を提出します。

記

- 1 氏 名
- 2 学生番号
- 3 所 属                      研究科                      専攻                      課程 第 年次
- 4 内 容

(国際的に権威のある学術雑誌に論文を投稿し、改稿のために標準修業年限を超えて在学することとなった経緯を記載してください。)